



『森づくり～人々のつながりの再生～』

森林・山村多面的機能発揮対策の概要

佐々木裕哉

北海道水産林務部森林環境局森林活用課



この交付金事業は、森林の多面的機能発揮とともに、関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取り組みを支援するものです。「関係人口の創出」は令和3年度からの新目標です。昨年12月末に令和3年度事業（森林・山村多面的機能発揮対策交付金・13億9300万円）が決定しました。

支援メニューと交付金額

この事業の交付対象は、森林経営計画が策定されていない0.1ヘクタール以上の森林で保全や資源利活用に取り組む活動組織（3人以上）です。向こう3年間の活動計画を立てることが交付条件です。

採択されると、計画のスタート年にまず最大11万2500円の「活動推進費」が交付されます。森林の現況調査や計画実施のための話し合い、技術や安全に関する研修の実施などの経費に使えます。[図1]

支援対象となる取り組みを「メインメニュー」と呼んでおり、2タイプが用意されています。①里山林の景観再生や維持をめざす「地域環境保全タイプ」と、②薪づくりなどを通じて地域の活性化を図る「森林資源利用タイプ」です。活動支援金として、それぞれ国費で1haあたり最大12万円（年額）を交付します。

メインメニューのタイプをひとつ選んだら、必要な「サブメニュー」を組み合わせます。サブメニューの種類と交付額は次の通りです。

- ①路網の補修・機能強化等の支援 1m当たり最大800円。
- ②資機材整備支援 刈払い機やチェーンソーなどは必要額の1/2以内、林内作業車や薪割り機などは必要額の1/3以内。
- ③関係人口の創出や維持等の活動支援 メインメニューの実施に際して、地域住民に加え、関係人口の参加を創出するための受け入れ準備、受け入れに伴う、かかり増し経費などの支援であり、取り組む条件として10名以上の地域外関係者が参加する活動を年1回以上実施すると5万円/年以内。

図1

支援メニューと国の交付額（金額は1年あたり）

活動推進費（3年間の活動計画を具体化する取組に対する支援）		
現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等 （3年計画の実行初年度のみ対象：上限112,500円）		
メインメニュー		
地域環境保全タイプ	伐整	森林資源利用タイプ
里山林保全活動 最大120,000円/ha	北海道では対象外 200,000円/ha	薪等として利用するための伐採・搬出等の活動 最大120,000円/ha
サイドメニュー		
路網補修等	資機材の整備	関係人口創出等活動
路網の補修・機能強化等 800円/m	刈払い機・チェーンソーなど購入費用の1/2 林内作業車・薪割り機など購入費用の1/3	10名以上の地域外関係者が参加する活動を1回以上実施 5万円/年

なお、国からの1活動組織あたりの交付上限額は各年500万円です。

国からの交付金は、北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会を通じて活動組織に交付されます。これに加えて、平成29年度より道や市町村からも一部活動組織への補助が始まっていますが、これらの補助金も地域協議会を通じて活動組織に交付されます。[図2]

活動組織に対する市町村の補助金額は、国からの交付金額の1/6が目安です。また道は、市町村が支援する活動組織に、国からの交付額の1/6以内を目安に補助します。

市町村が活動組織を支援(補助)するかどうかは任意ですが、活動組織を支援する市町村には、国から負担額の7/10の特別交付税が措置される予定です。また道に対する国からの特別交付税措置は負担額の1/2です。

交付金を受けるための要件

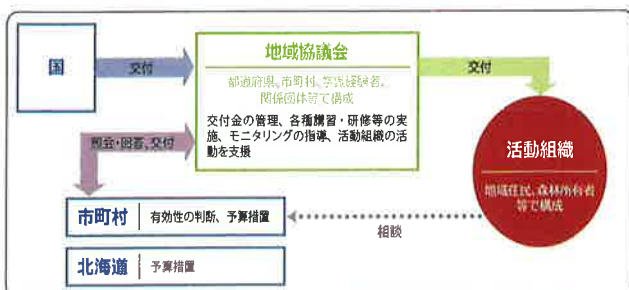
本交付金の支援対象は、個人ではなく「地域内外の住民や森林所有者など3名以上で構成される活動組織」です。面積0.1ha以上で森林経営計画が策定されていない森林での活動が対象で、あらかじめ森林所有者と協定を締結すること、とされています。構成員・活動区域・規約の整備などの要件を満たし、3年分の活動内容や計画図などを記載した計画書などの必要書類を整えて、北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会に申請してください。

活動に取り組みたい森林に森林経営計画が策定されている

図2

交付金等の交付の流れ

【フロー図】



かどうかは、所在市町村役場で確認できます。もしすでに森林経営計画が策定されていた場合は、森林整備直接支援事業などの他の補助事業をご検討ください。本交付金を受けるために森林経営計画の対象から外すようなことは、森林に関する法令や本事業の趣旨からみて、好ましくありません。

また、過去に本交付金以外の国庫補助事業の支援を受けた森林での活動は、「二重補助」などの恐れがあることから本交付金は利用できません。

そのほかの留意点

作業によっては、交付金による外部委託が可能です。太くて高い木の伐採や、かかり木の処理など、高度な技術を要する作業は、安全面からも地元の森林組合などプロに委託することをお勧めします。

活動組織には、将来的には国庫支援なしで独り立ちして活動を継続することが求められています。逆にいえば、支援の対象になるのは、会費収入などの財政基盤や安全技術の向上が期待できる活動組織です。

道外の活動組織で一昨年、交付金対象活動の伐採作業中に死亡事故がありました。安全装備の着用の徹底、安全に即した作業手順の遵守など、事故やケガの防止に努め、安全な作業をお願いします。

1期3年を超えて交付金を利用しようとする場合、次のようなルールがあります。

「2020年(令和2年)度以降に2期目・3期目に突入する場合、これまでと(同じ場所)で(同じメインメニュー)を実施しても交付金の対象とならない」というものです。

言い換えると、

A これまでと「同じメインメニュー」を続けるなら「違う場所」で実施する[図3]

B これまでと「同じ場所」で活動を続けるなら「違うメインメニュー」に切り替える[図4]

A・Bどちらかの方法で、2期目以降も交付金を利用できます。

ご注意いただきたいのは、たとえば第1期の3年間で「1林班と2林班で活動する」と計画を立てながら実際には1林班でしか活動しなかった場合、未活動の2林班を4年目からの計画書に組み込んでも、第2期以降の交付対象とは認められない、ということです。

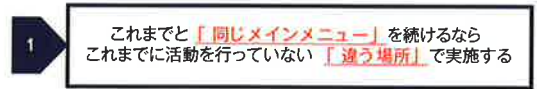
活動場所の縮小や変更があった場合は、3年の期間終了を待

たず、速やかに地域協議会に相談して計画内容の変更を申請してください。

資機材や収支関係書類の適切な管理

本交付金の財源は税金です。本交付金の用途は、会計検査院がチェックする仕組みです。収支関係書類や活動内容を証明する写真などの書類のほか、交付金で購入した資機材の保管や使用状況などがチェックされます。書類は5年間の保管が義務づけられています。交付金で購入した資機材は活動組織の活動が終了した後も農林水産省で定める処分制限期間を過ぎるまで処分できません。適切な取扱いをお願いします。事業内容の詳細やご不明な点については、地域協議会や私も北海道水産林務部森林活用課(電話011-231-4111 内線28-823)にご相談ください。

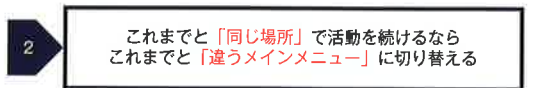
図3



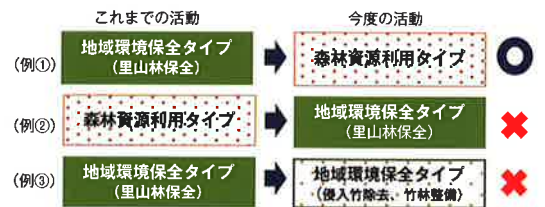
(例) 第1期(2018~2020年度)に、「地域環境保全タイプ」の実施を計画していた場合で、第2期以降も「地域環境保全タイプ」を続けたい場合

	第1期			第2期以降
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	
(例①)	●●町 1林班	●●町 1林班	●●町 1林班	●●町の1林班 以外 で実施
(例②)	●●町 1林班	●●町 2林班	●●町 3林班	●●町の1、2、3林班 以外 で実施

図4



(例) これまでと同じ場所(●●町の1林班)で、今後も本交付金の活動を続ける場合



林野庁「森林・山村多面的機能発揮対策」のページ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>
 北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会のページ <https://shinrin-sanson.h-green.or.jp/>

図5

森林・山村多面的機能発揮対策

【令和3年度予算概算決定額 1,404 (1,353) 百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合(8割【令和3年度まで】)
- 地域外からの活動参加者数(関係人口を含めた活動への参加者数)が増加した活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,393 (1,344) 百万円
- ① 地域住民や地域外関係者(関係人口)等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
- ② 里山林の保全等(メインメニュー)の活動に組み合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動(サイドメニュー)を支援します。
- ※ 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に支援します。採択に当たっては3年間の活動計画等が必要です。
- ※ 地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るため中山間地域における風地等の維持保全にも資する取組、有人国境離島地域で計画された活動等を行う場合は、優先的に支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11 (9) 百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会等を開催します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)